

## コンビニエンスストアで市税などが納付できます

4月から市税などが全国の主要なコンビニエンスストアで納付できます。納期内であれば、休日・夜間を問わず、24時間いつでも納付ができ、手数料は掛かりませんのでぜひご利用ください。

### ◆納付できる市税など※平成25年度分から。

- ①個人市県民税(普通徴収分)
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税
- ⑤介護保険料
- ⑥後期高齢者医療保険料

### ◆利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、サンクス ほか

※各税(料)の納付書裏面に記載しています。

### ◆納付書の様式が変わりました。

- ・バーコードが印字されています。
  - ・納付書が、金融機関、コンビニエンスストア兼用の用紙に変わり、各納期1枚ずつの単票になりました。
- ※これまでのように、納税通知書と納付書がホチキス留めされません。
- ※納付の際は、納期と納付書をご確認ください。

### ◆コンビニエンスストア納付の際の注意点

次の場合は、コンビニエンスストアでの納付ができません。

- ・バーコードの印字がない納付書
  - ・破損・汚損などでバーコードの読み取りができないとき
  - ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるとき
  - ・平成24年度以前に発行された納付書
  - ・納期限を過ぎた納付書
  - ・納付金額を訂正した納付書
  - ・固定資産税、個人市県民税(普通徴収分)で前納報奨金を差し引いて納付する場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関や市役所での納付になります。
- ※納期限を過ぎても、これまでどおり金融機関や市役所で納付できます。

問 会計課 ☎内線3604

## 固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます 【場所】税務課窓口(市役所本庁舎)

◆**縦覧制度**…平成25年度固定資産税(土地・家屋)納税者が他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。そのため、制度以外の目的外の使用はできません。

日時 4月1日(月)～30日(火)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方 牛久市内の土地・家屋における固定資産税納税義務者とその同居の親族

持ち物 本人確認ができる物(保険証・運転免許証など)、印鑑。代理人の場合は、委任状が必要です。

手数料 無料

◆**閲覧制度**…納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができる制度です。※期間の制限はありません。

閲覧できる方

- ①固定資産税の納税義務者とその同居の親族
- ②土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
- ③家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
- ④固定資産税の処分をする権利を有する一定の方(所有者・破産管財人など)

持ち物 上記の「閲覧できる方」のうち、

- ・①に該当する方…本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)、印鑑
- ・②③に該当する方…賃貸借契約書などそれらを証するもの、印鑑
- ・④に該当する方…売買契約書・登記済証などそれらを証するもの、印鑑

※①～④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。

手数料 300円※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくは、お問い合わせください。

問 税務課 ☎内線1051～1054 Eメール zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp